

リスクコミュニケーション専門調査会に当面調査審議を求める事項
(平成18年12月14日食品安全委員会決定)

食品安全委員会専門調査会運営規程第3条第2項において、「リスクコミュニケーション専門調査会は、委員会が行うリスクコミュニケーション及び関係行政機関が行うリスクコミュニケーションの調整に関する事項について調査審議する」こととされている。

この規程に基づき、リスクコミュニケーション専門調査会に対し、当面、以下の事項について調査審議を求める。

- 「食の安全に関するリスクコミュニケーションの改善に向けて」において、今後検討すべき内容として以下の諸課題が掲げられたことも踏まえ、リスクコミュニケーションの着実な推進と新たな展開について議論し、意見を取りまとめる。

- ・ リスクコミュニケーションの検証
- ・ 審議の経過に関する透明性の確保と情報提供のあり方
- ・ 地方自治体との協力
- ・ 諸外国との連携
- ・ 食育

リスクコミュニケーション専門調査会に当面調査審議を求める事項
(平成17年7月28日内閣府食品安全委員会決定)

現在、別紙「リスクコミュニケーション専門調査会に当面調査審議を求める事項（平成16年8月26日内閣府食品安全委員会決定）」について、リスクコミュニケーション専門調査会において調査審議中であるが、食育基本法が平成17年7月15日に施行されたことを踏まえ、食品安全委員会専門調査会運営規程第3条第2項に基づき、リスクコミュニケーション専門調査会に対し、当面、以下の事項について調査審議を求める。

- 食育基本法を踏まえ、食育の推進に貢献するための食品安全委員会の役割、具体的には、食品の安全性に係る情報提供の在り方や意見交換の推進方策について議論し、意見を取りまとめる。

リスクコミュニケーション専門調査会に当面調査審議を求める事項

(平成16年8月26日内閣府食品安全委員会決定)

食品安全委員会専門調査会運営規程第3条第2項において、「リスクコミュニケーション専門調査会は、委員会が行うリスクコミュニケーション及び関係行政機関が行うリスクコミュニケーションの調整に関する事項について調査審議する」となされている。

この規定に基づき、リスクコミュニケーション専門調査会に対し、当面、以下の事項について調査審議を求める。

○ 「食の安全に関するリスクコミュニケーションの現状と課題」において今後の取り組みと活動の方向として以下の諸課題が掲げられていることを踏まえ、効果的なリスクコミュニケーションの推進を図るための手法の開発等について議論し、意見を取りまとめる。

- ・ 食品安全委員会、関係行政機関が行うリスクコミュニケーションへの助言
- ・ 種々の意見交換会等へのリスクコミュニケーション専門調査会メンバーの積極的参加
- ・ 行政、食品関連事業者、消費者、メディア、教育関係者などの関係者等と随時、直接、意見交換を実施
- ・ 関係する専門調査会等と連携して、関係者の間で意見の違いが大きい案件（農薬、添加物、遺伝子組換え食品など、安全性について関係者の認知ギャップの大きい分野を含む）、関係者の間で理解が不足している案件等についてのリスクコミュニケーションを計画的に実施
- ・ 迅速かつ効果的なコミュニケーションを行うためのシステムの開発
- ・ いわゆる「風評被害」の原因究明と防止の方法の開発
- ・ 国際的なリスクコミュニケーションの推進

リスクコミュニケーション専門調査会に当面調査審議を求める事項

(平成15年9月11日内閣府食品安全委員会決定)

食品安全委員会専門調査会運営規程第3条第2項において、「リスクコミュニケーション専門調査会は、委員会が行うリスクコミュニケーション及び関係行政機関が行うリスクコミュニケーションの調整に関する事項について調査審議する」とされている。

この規定に基づき、リスクコミュニケーション専門調査会に対し、当面、以下の事項について調査審議を求める。

- 個別の評価テーマや海外及び国内他分野におけるリスクコミュニケーションの事例に関する意見交換会等の結果を踏まえた我が国における食の安全に関するリスクコミュニケーションの現状と課題についての意見の取りまとめ